

臨時的任用教職員等の勤務条件等について

熊本県教育庁教育総務局学校人事課

I 臨時的任用教職員

対象者

県立学校に常時勤務する講師、養護助教諭、実習助手（臨時的任用）、寄宿舍指導員（臨時的任用）、事務職員（臨時的任用）、学校図書館事務職員（臨時的任用）、栄養教諭（臨時的任用）及び学校栄養職員とする。

※ 本対象者の権利や義務については、「地方公務員法」等が適用される。

1 任用期間

- （１）産休・育休・育短代替者は、４月１日から翌年３月３１日の間で当該期間。
ただし、育児休業の取消し等の特別な事情により、任期が変更される場合がある。
- （２）上記（１）以外は、４月１日から翌年３月３１日の間で６月を超えない期間。
なお、この場合、６月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。
- （３）休職補充者は、休職の残り期間が６月未満の場合、任用期間はその当該期間となる。また、休職者が休職期間の途中で復職する場合、復職日の前日をもって任期は終了となる。

2 服務義務（地方公務員法に規定されている義務）

- 第３２条：法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- 第３３条：信用失墜行為の禁止
- 第３４条：秘密を守る義務
- 第３５条：職務に専念する義務
- 第３６条：政治的行為の制限
- 第３７条：争議行為等の禁止
- 第３８条：営利企業への従事等の制限

3 勤務時間（熊本県立学校臨時的任用職員の勤務時間、休暇等取扱要綱第３項）

臨時的任用職員の勤務時間に関しては、特別の定めがある場合を除き、正規職員の例による（１日：７時間４５分）。

※ 勤務時間の割振りは学校ごとに異なるので、各学校で確認すること。

4 職務内容等について

講師については教諭に、養護助教諭については養護教諭に、実習助手（臨時的任用）については実習助手に、寄宿舍指導員（臨時的任用）については寄宿舍指導員に、事務職員（臨時的任用）については事務職員に、学校図書館事務職員（臨時的任用）については学校図書館事務職員に、栄養教諭（臨時的任用）については栄養教諭に準ずる職務に従事する。

なお、校務の運営に関しては、常に管理職の指導助言を受けながら補助的に関与することとする。したがって、主任等の校務分掌を担い、校務の運営に直接的に参画することとはしない。

5 休暇（熊本県立学校臨時的任用職員の勤務時間、休暇等取扱要綱第4項）

（1）年次有給休暇

ア 年次有給休暇の日数の計算は、暦年によるものとする。

イ 付与日数は、任用期間の月数に応じ、次の計算による。

$$20 \text{ 日} \times \frac{\text{任用月数}}{12} = \text{付与日数（小数点以下四捨五入）}$$

例：任期が4月1日から9月30日の場合は6月となり、付与日数は10日

ウ 任用月数の算定は、任用期間に1月未満の端数がある場合、これを1月とする。

エ 退職の日の翌日から起算して30日以内に再度任用された場合、イの付与日数に加え、前回の任用で使用しなかった年次有給休暇を、20日を限度として付与することとする。

（2）病気休暇（私傷病による休暇）

私傷病休暇の付与日数は、暦年によらず、任用月数に1を乗じた日数とする。

（3）特別休暇（主なもの）

○裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署に出頭する場合

○職員が結婚する場合

○女子職員が生理日の就業が著しく困難である場合

○職員の親族が死亡した場合

○職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第4号に規定する対象家族であって日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員が、当該介護を行うために勤務しないことが相当であると認められる場合

○妊娠中の女性職員が母子保健法第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合に、妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分べんまでは1週間に1回、分べん後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）、そのつど必要と認める期間

○職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に、一の年度において6日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内でそのつど必要と認める期間

○女性職員が8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合に、出産の日までの請求した期間

○女性職員が出産した場合に、出産の日の翌日から8週間

○職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められる場合で、出産のため病院に入院する等の日から当該出産の日後40日以内において3日を超えない範囲内でそのつど必要と認める期間

○職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（勤務時間条例第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに、当該期間内における5日の範囲内でそのつど必要と認める期間

○義務教育終了前の子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話若しくは疾病の予防を図るために必要なその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事への参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合

○赴任のため勤務につけない場合

（４）無給休暇

付与することができる無給休暇の事由及び期間は、次のとおりとする。

○職員（人事委員会が定める職員を除く。）が生後３年に達しない生児を育てる場合に、１日を通じて９０分を超えない範囲内で必要と認める時間

６ 給与等（給与条例、退職手当条例）

（１）給与

ア 教育職：講師、養護助教諭、実習助手（臨時的任用）、寄宿舎指導員（臨時的任用）、栄養教諭（臨時的任用）

県立学校及び八代支援学校勤務者・・・「教育職給料表（２）適用者」

小・中及び義務教育学校勤務者・・・「教育職給料表（３）適用者」

イ 行政職：事務職員（臨時的任用）、学校図書館事務職員（臨時的任用）
・・・「行政職給料表適用者」

ウ 医療職：学校栄養職員・・・・・・・・・・「医療職給料表（２）適用者」

（２）退職手当等

ア 継続して６月以上勤務した場合、退職手当が支給される。

イ 継続して１２月以上（６５歳以上の場合は６月以上）勤務した場合、失業者の退職手当が支給される場合がある（雇用保険法は適用されない。）。

●教育職給料表(2)適用者

級号給		給料月額	教職 調整額	義務教育等 教員特別手当	合計①	給料の 調整額②	合計 ①+②
級	号						
1	5	223,400	11,170	1,300	235,870	7,089	242,959
1	9	232,400	11,620	1,400	245,420	7,419	252,839
1	13	241,200	12,060	1,500	254,760	7,785	262,545
1	15	245,400	12,270	1,500	259,170	7,983	267,153
1	17	249,700	12,485	1,600	263,785	8,186	271,971
1	19	253,200	12,660	1,600	267,460	8,416	275,876
1	21	256,600	12,830	1,700	271,130	8,642	279,772
1	23	259,200	12,960	1,700	273,860	8,795	282,655
1	25	261,600	13,080	1,800	276,480	8,940	285,420
1	27	264,000	13,200	1,800	279,000	9,026	288,026
1	29	266,400	13,320	1,900	281,620	9,026	290,646
1	31	268,500	13,425	1,900	283,825	9,026	292,851
1	33	270,600	13,530	1,900	286,030	9,026	295,056
1	35	272,900	13,645	1,900	288,445	9,026	297,471
1	37	275,400	13,770	2,000	291,170	9,026	300,196
1	39	277,700	13,885	2,000	293,585	9,026	302,611
1	41	280,100	14,005	2,200	296,305	9,026	305,331
1	43	282,200	14,110	2,200	298,510	9,026	307,536
1	45	283,700	14,185	2,200	300,085	9,026	309,111
1	47	285,300	14,265	2,200	301,765	9,026	310,791
1	49	286,800	14,340	2,300	303,440	9,026	312,466
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

●行政職給料表適用者

級号給		給料月額
級	号	
1	5	201,500
1	9	207,900
1	13	214,400
1	15	217,800
1	17	220,700
1	19	223,900
1	21	226,900
1	23	230,100
1	25	233,400
1	27	236,400
1	29	239,000
1	31	241,200
1	33	243,400
1	35	245,200
1	37	247,300
1	39	249,100
1	41	250,700
1	43	252,000
1	45	253,300
1	47	254,500
1	49	255,600
⋮	⋮	⋮

●教育職給料表(3)適用者

級号給		給料月額	教職 調整額	義務教育等 教員特別手当	合計①	給料の 調整額②	合計 ①+②
級	号						
1	5	223,400	11,170	1,300	235,870	7,089	242,959
1	9	232,400	11,620	1,400	245,420	7,419	252,839
1	13	241,200	12,060	1,500	254,760	7,785	262,545
1	15	245,400	12,270	1,500	259,170	7,983	267,153
1	17	249,700	12,485	1,600	263,785	8,186	271,971
1	19	253,200	12,660	1,600	267,460	8,416	275,876
1	21	256,600	12,830	1,700	271,130	8,424	279,554
1	23	259,200	12,960	1,700	273,860	8,424	282,284
1	25	261,600	13,080	1,800	276,480	8,424	284,904
1	27	263,800	13,190	1,800	278,790	8,424	287,214
1	29	266,200	13,310	1,900	281,410	8,424	289,834
1	31	268,400	13,420	1,900	283,720	8,424	292,144
1	33	270,500	13,525	1,900	285,925	8,424	294,349
1	35	272,500	13,625	1,900	288,025	8,424	296,449
1	37	274,800	13,740	2,000	290,540	8,424	298,964
1	39	276,700	13,835	2,000	292,535	8,424	300,959
1	41	279,000	13,950	2,200	295,150	8,424	303,574
1	43	281,200	14,060	2,200	297,460	8,424	305,884
1	45	283,300	14,165	2,200	299,665	8,424	308,089
1	47	284,900	14,245	2,200	301,345	8,424	309,769
1	49	286,300	14,315	2,300	302,915	8,424	311,339
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

* 教育職給料表適用者は、①の額が支給されます。

* 特別支援学校の講師等及び小中学校の特別支援学級担当者には、「給料の調整額」が支給されます。その場合には、「①+②」の額が支給されます。

* 上記の額は令和8年1月1日現在のものですが、給与改定が行われた場合、変更されることがあります。

●医療職給料表(2)適用者

級号給		給料月額
級	号給	
1	15	230,000
1	19	236,400
1	23	240,300
1	25	242,000
1	27	243,800
1	29	245,500
1	31	247,000
1	33	248,600
1	35	249,900
1	37	251,300
1	39	252,500
1	41	253,700
1	43	254,900
1	45	255,800
1	47	256,800
1	49	257,600
⋮	⋮	⋮

7 その他

学校における健康診断を省略し、個人で健康診断（人間ドック等を含む）を受け、その結果を証明する書面を提出する場合、業務に支障がない限り職務専念義務免除の対象とする。

Ⅱ 非常勤講師（会計年度任用職員）

対象者

県立学校に勤務する非常勤講師（地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用職員）とする。

※ 任用に際しては、「勤務条件通知書」を教育委員会が交付し、職務命令による業務の該当がある場合に、「職務命令による業務に関する勤務条件通知書」を各学校において作成し、交付するものとする。

1 任用期間

4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、年度途中の任用など特別な事情がある場合はこの限りではない。

2 就業の場所

所定の勤務校

3 従事すべき業務

（1）担当教科に係る授業

※ 学校行事等のために週時間割を変更する場合がある。

（2）職務命令による業務

※ 該当がある場合は、業務内容・時間数を通知する。

4 始業・終業の時刻

勤務校の「週時間割」による。

5 所定休日と所定労働日

（1）所定休日

- 勤務校の週時間割による勤務を要する日を除いた日
- 長期休業中の日
- 予め勤務校の年間行事予定で授業が行われなかったことが分かっている日

（2）所定労働日

- 所定休日を除いた日

6 週時間割の変更

- （1）所定労働日において、年度途中に学校行事等により授業がカットになる場合は、校長は、4月及び5月は2週間以上前に、6月以降は1か月以上前に週時間割の変更を当該非常勤講師に申し出て、合意の上、変更することができる。
- （2）通常の教育活動の中で時間割の変更が必要な場合は、校長は、3週間以上前に、当該非常勤講師に申し出て、合意の上、変更することができる。
- （3）週時間割の変更ができずに、非常勤講師の授業ができなかった場合には、労働基準法第26条の休業手当に相当する報酬の百分の百の額を支払う。

7 所定勤務時間を超える勤務又は所定休日の勤務

校長の職務命令によって行う。

8 休暇等

熊本県教育委員会会計年度任用職員任用等取扱要綱第5条～第10条を参照

9 報酬等

- (1) 報酬は1時間あたり2,990円とする。
- (2) 通勤費用は、熊本県教育委員会会計年度任用職員任用等取扱要綱の別記様式3「通勤届及び通勤費用決定簿」により算出した額を支給する。
- (3) 支給日は、熊本県教育委員会会計年度任用職員任用等取扱要綱第11条第3項の規定による。
- (4) 期末手当は担当教科に係る授業時間及び職務命令による業務時間の年間合計時間数を52週で除した時間が15.5時間を超える場合に支払われる。

10 保険等

- (1) 社会保険、雇用保険の適用はない。
- (2) 労働者災害補償保険法は適用される。

不明な点及び詳細については、勤務校の校長に相談すること。 また、「非常勤講師の服務に関するQ&A」を参照すること。
--

熊本県教育委員会会計年度任用職員任用等取扱要綱第5条～第10条抜粋

(休暇の種類)

第5条 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次有給休暇)

第6条 6月以上の任期を定めて採用された会計年度任用職員又は6月以上の期間を定めて任期を更新された会計年度任用職員には、6月以上の任期を定めて採用された日又は6月以上の期間を定めて任期を更新された日（以下「特定日」という。）以後の1年間に於いて、週又は1年間の所定勤務日数に応じて、別表第1の1に掲げる日数の年次有給休暇を与えるものとする。

2 前項により年休を付与した会計年度任用職員には、特定日から1年以上継続勤務し、特定日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合、特定日から起算した継続勤務期間に応じて、別表第1の2に掲げる日数の年次有給休暇を与えるものとする。

3 第1項に該当しない会計年度任用職員には、継続勤務期間ごとにその前の1年間（継続勤務期間1年目のみ前6月間）の全勤務日の8割以上出勤した場合、週又は1年間の所定勤務日数に応じて、別表第1の3に掲げる日数の年次有給休暇を与えるものとする。

4 全勤務日の8割以上出勤の計算は、勤務すべき日数と現に勤務した日数との割合によるものとし、現に勤務した日数には、休暇、法第28条第2項の規定による休職、法第29条第1項の規定による停職及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業の期間を含めるものとする。

5 第2項及び第3項の継続勤務期間は、熊本県のいずれかの職に任用された期間を合算した期間とする。ただし、前職の退職日から1月を超えて次の職に任用された期間がある場合（社会通念上任用が継続されていると認められる場合を除く）、当該前職以前の勤務期間は合算しないものとする。

6 年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、非常勤講師においては1日とする。

7 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合は、勤務日1日当たりの平均労働時間数（1週間当たりの労働時間数を1週間当たりの勤務日数で除して得た時間数とし、当該時間数に1時間未満の端数があるときは、これを切り上げて得た時間数。以下同じ。）をもって1日とする。

8 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、継続勤務期間に応じた当該年に請求できるとされている日数を限度として、次の1年間に繰り越すことができる。

9 所属長は、会計年度任用職員が年次有給休暇を取得した時季、日数、基準日（年休付与日）を明らかにした書類を、職員ごとに作成しなければならない。

(病気休暇)

第7条 会計年度任用職員が次のいずれかに該当する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、必要と認められる期間について、無給の休暇を与えるものとする。

- (1) 公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があるとき
- (2) 通勤による負傷又は疾病のため療養する必要があるとき
- 2 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員（週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前項及び別表第5の一及び二に掲げる場合を除く。）は、所定の勤務日数に応じ、一の年度において別表第2に定める期間について、有給の休暇を与えるものとする。
- 3 前条第5項の規定は、前項における「継続勤務」について準用する。

（特別休暇）

第8条 会計年度任用職員に別表第3の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

- 2 会計年度任用職員に別表第5の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。
- 3 第5条第5項の規定は、前2項における「継続勤務」について準用する。

（介護休暇）

第9条 勤務時間条例第15条第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員（同条の規定の適用があるとしたならば同条第1項に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、当該申出において、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第2号）第14条第3項の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないものに限る。）の介護休暇について準用する。この場合において、勤務時間条例第15条第1項中「6月」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。

- 2 前項に規定する介護休暇は、無給の休暇とする。

（介護時間）

第10条 勤務時間条例第15条の2第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員（同条の規定の適用があるとしたならば初めて同条の休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものに限る。）の介護時間について準用する。この場合において、勤務時間条例第15条の2第2項中「2時間」とあるのは「2時間（当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）」と読み替えるものとする。

- 2 前項に規定する介護時間は、無給の休暇とする。

別表第1の1（第6条関係）

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
日数	10日	7日	5日	3日	1日

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

別表第1の2（第6条関係）

1週間の勤務日の日数		5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数		217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
継続勤務期間 特定日から起算した	1年	11日	8日	6日	4日	2日
	2年	12日	9日	6日	4日	2日
	3年	14日	10日	8日	5日	2日
	4年	16日	12日	9日	6日	3日
	5年	18日	13日	10日	6日	3日
	6年以上	20日	15日	11日	7日	3日

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

別表第1の3（第6条関係）

1週間の勤務日の日数		5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数		217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
継続勤務期間	6月	10日	7日	5日	3日	1日
	1年6月	11日	8日	6日	4日	2日
	2年6月	12日	9日	6日	4日	2日
	3年6月	14日	10日	8日	5日	2日
	4年6月	16日	12日	9日	6日	3日
	5年6月	18日	13日	10日	6日	3日
	6年6月以上	20日	15日	11日	7日	3日

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

別表第2（第7条関係）

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
日数	10日	7日	5日	3日	1日

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

別表第3（第8条関係）

事由	期間
一 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる時間
二 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる時間

三 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 イ 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 ロ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	7日の範囲内の期間
四 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により会計年度任用職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる時間
五 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる時間
六 会計年度任用職員の親族（別表第4の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
七 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの間で連続する5暦日の範囲内の期間
八 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員（週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	別に定める期間内において3日の範囲内の期間
九 会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。この表の十二の項、十三の項、十七の項及び十八の項において同じ。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において、1日当たりの平均労働時間数に5（当該通院等が体外受精その他の別に定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10）を乗じて得た時間数の範囲内で必要と認める時間
十 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間

十一 女性の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
十二 会計年度任用職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次の項及び十七の項において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	会計年度任用職員の配偶者の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間における1日当たりの平均労働時間数に2を乗じて得た時間数の範囲内で必要と認められる時間
十三 会計年度任用職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（勤務時間条例第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における1日当たりの平均労働時間数に5を乗じて得た時間数の範囲内で必要と認められる時間
十四 妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分娩までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間
十五 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間

十六 生後１年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	１日２回それぞれ３０分以内の時間（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により当該子を委託されている同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第１号に規定する養育里親である者（同法第２７条第４項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親として委託することができない者）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第６７条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、１日２回それぞれ３０分から当該承認又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を超えない時間）
十七 会計年度任用職員が次のいずれかに該当する場合 (1) 会計年度任用職員が９歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子（配偶者の子を含む。）の看護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 (2) 会計年度任用職員が９歳に達する日以後の最初の４月１日以後にある子（配偶者の子を含む。）、配偶者及びその他２親等内の血族又は姻族が負傷し、若しくは疾病にかかったこれらの者の世話を行う場合で勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において、１日当たりの平均労働時間数に５（９歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子が２人以上の場合にあっては、１０）を乗じて得た時間数の範囲内で必要と認める時間
十八 会計年度任用職員が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第２条第４号に規定する対象家族であって日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する場合	一の年度において、１日当たりの平均労働時間数に５（要介護者が２人以上の場合にあっては、１０）を乗じて得た時間数の範囲内で必要と認める時間

十九 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血管細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴う必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる時間
--	------------

別表第 4

親族	日数
配偶者	7 日
父母	
子	5 日
祖父母	3 日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日）
孫	1 日
兄弟姉妹	3 日
おじ又はおば	1 日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3 日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、7 日）
子の配偶者又は配偶者の子	1 日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、5 日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1 日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、3 日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1 日

別表第 5（第 8 条関係）

事由	期間
一 女性の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる時間
二 女性の会計年度任用職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる時間

【様式】

臨時的任用教職員等への勤務条件等について、説明を受けましたので報告します。

なお、非常勤講師については、非常勤講師の服務に関するQ & Aを受領のうえ、説明を受けました。

番号	職 名	氏 名	説明を受けた日
1			令和 年 月 日
2			令和 年 月 日
3			令和 年 月 日
4			令和 年 月 日
5			令和 年 月 日
6			令和 年 月 日
7			令和 年 月 日
8			令和 年 月 日
9			令和 年 月 日
10			令和 年 月 日

熊本県教育庁教育総務局学校人事課長 様

上記のとおり、臨時的任用教員等に勤務条件等の説明を行いましたので報告します。

令和 年 月 日

() 学校

校長 ()